

静岡県建設工事執行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年1月26日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第1号

静岡県建設工事執行規則の一部を改正する規則

静岡県建設工事執行規則（昭和50年静岡県規則第16号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|---|
| <p>(請負契約の締結)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 請負契約に関する書類の作成に必要な費用は、請負者の負担とする。</p> <p>(契約の保証)</p> <p>第12条 請負者は、請負契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、1件の請負代金額が300万円未満の建設工事に係る請負契約については、この限りでない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>2～6 (略)</p> | <p>(請負契約の締結)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>第1項の規定による請負契約の締結又は前項の規定による請負契約の内容の変更は、知事が別に定めるところにより、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。以下同じ。）により行うことができる。この場合において、当該請負契約の締結又は請負契約の内容の変更は、これらの規定による請負契約の締結又は請負契約の内容の変更とみなす。</u></p> <p>4 <u>請負契約に関する書類（これらの書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含む。以下同じ。）の作成に必要な費用は、請負者の負担とする。</u></p> <p>(契約の保証)</p> <p>第12条 請負者は、請負契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、1件の請負代金額が300万円未満の建設工事<u>及び知事が別に定める災害応急対策又は災害復旧に関する工事</u>に係る請負契約については、この限りでない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>2～6 (略)</p> |

(工事材料の品質、検査等)

第24条 (略)

2～6 (略)

7 請負者は、主要な工事材料で完成検査を受ける際に外部から明視することができないものについて第2項の検査を受けたときは、様式第13号による材料検査簿にその状況を記入し、監督員の検印を受けるものとする。

(前金払)

第42条 (略)

2 (略)

3 前項の規定による請求をしようとする請負者は、契約担当者に対し、あらかじめ、当該建設工事が次に掲げる要件に該当することの認定を請求し、その旨の認定を受けなければならない。

(1)～(3) (略)

4・5 (略)

(前払金等の変更)

第43条 (略)

2 前条第5項の規定は、前項の規定による請求があった場合に準用する。

3 (略)

7 請負者は、前項の規定による保証書等の提出又は保険証券の寄託に代えて、電磁的方法であって、知事が別に定める措置を講ずることができる。この場合において、請負者は、同項の規定による保証書等の提出又は保険証券の寄託をしたものとみなす。

(工事材料の品質、検査等)

第24条 (略)

2～6 (略)

7 請負者は、主要な工事材料で完成検査を受ける際に外部から明視することができないものについて第2項の検査を受けたときは、様式第13号による材料検査簿にその状況を記入し、監督員の検印又は署名を受けるものとする。

(前金払)

第42条 (略)

2 (略)

3 請負者は、前2項の規定による保証証書の提出に代えて、電磁的方法であって、知事が別に定める措置を講ずることができる。この場合において、請負者は、これらの規定による保証証書の提出をしたものとみなす。

4 第2項の規定による請求をしようとする請負者は、契約担当者に対し、あらかじめ、当該建設工事が次に掲げる要件に該当することの認定を請求し、その旨の認定を受けなければならない。

(1)～(3) (略)

5・6 (略)

(前払金等の変更)

第43条 (略)

2 前条第6項の規定は、前項の規定による請求があった場合に準用する。

3 (略)

4 請負者は、第1項又は前項の規定による保

| | |
|---|---|
| <p>4 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不相当であると認められるときは、当事者が協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から7日以内に協議が整わない場合には、契約担当者が定め、請負者に通知する。</p> <p>5・6 (略)</p> <p>(前払金等の不払に対する建設工事の中止)</p> <p>第48条 請負者は、契約担当者が<u>第42条第5項</u> (第43条第2項において準用する場合を含む。)、第45条第6項又は第46条第1項において準用される第40条第2項の規定による支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、建設工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、請負者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を契約担当者に通知しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> | <p><u>証證書の提出に代えて、電磁的方法であつて、知事が別に定める措置を講ずることができ</u>る。この場合において、請負者は、これらの規定による保証証書の提出をしたものとみなす。</p> <p>5 第3項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不相当であると認められるときは、当事者が協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から7日以内に協議が整わない場合には、契約担当者が定め、請負者に通知する。</p> <p>6・7 (略)</p> <p>(前払金等の不払に対する建設工事の中止)</p> <p>第48条 請負者は、契約担当者が<u>第42条第6項</u> (第43条第2項において準用する場合を含む。)、第45条第6項又は第46条第1項において準用される第40条第2項の規定による支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、建設工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、請負者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を契約担当者に通知しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> |
|---|---|

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

様式第3号中「各自の」を「各自その」に改める。

様式第13号中「検 印」を「
 「 検 印
 又は署名」」に改める。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、第24条第7項の改正及び様式第13号の改正規定並びに附則第3項の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 改正後の第12条第1項の規定は、この規則の施行の日以後に締結した請負契約に係る建設工事について適用し、この規則の施行の日前に締結した請負契約に係る建設工事については、なお従前の例による。

- 3 様式第13号の改正規定の施行の際現に改正前の様式第13号により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。